3　前項第二号から第七号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方（以下この項において「顧客」という。）に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下この項において同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

二　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

第七十九条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　金融商品取引契約が電子申込型電子募集取扱業務等（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号へ及びトに掲げる事項

第八十二条第十四号中「及び」を「の有無及び加入している場合にあっては、その名称（当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会（当該金融商品取引契約に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していない場合にあっては、その旨を含む。）並びに」に、「（加入し、又は」を「及び」に、「名称）」を「名称」に改める。

第八十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

第八十三条第一項に次の四号を加える。

三　当該有価証券の発行者の商号、名称又は氏名及び住所

四　当該有価証券の発行者が法人であるときは、代表者の氏名

五　当該有価証券の発行者の事業計画の内容及び資金使途

六　電子申込型電子募集取扱業務等の場合にあっては、次に掲げる事項

イ　申込期間

ロ　目標募集額

ハ　当該有価証券の取得に係る応募額が目標募集額を下回る場合及び上回る場合における当該応募額の取扱いの方法

ニ　当該有価証券の取得に係る応募代金の管理方法

ホ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ　電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト　当該有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

第九十五条第二項第一号イ中「行う者」の下に「（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加え、同号ロ中「行う者」の下に「（第二種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第百六条第二項第一号イ中「行う者」の下に「（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加え、同号ロ中「行う者」の下に「（第二種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第百十七条第一項中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改め、同項第二十五号中「受益証券」を「有価証券」に改める。

第百二十三条第一項第十二号中「又は当該店頭売買有価証券」を「若しくは当該店頭売買有価証券」に、「又はデリバティブ取引の」を「若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等若しくは」に改め、同項第十三号のニ中「第十五条の十のニ各号」を「第十五条の十の四各号」に改める。

第百四十一条第一項中「要件（」の下に「第一種少額電子募集取扱業者（投資者保護基金にその会員として加入していない者に限る。以下この条において同じ。）及び」を加え、同項第十一号中「金融商品取引業者である場合にあっては、受益者代理人である投資者保護基金」を「第一種少額電子募集取扱業者以外の金融商品取引業者である場合にあっては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が第一種少額電子募集取扱業者である場合にあっては受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）」に改め、同条に次の一項を加える。

7　顧客分別金信託について、第一種少額電子募集取扱業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一　受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項及び次条第一項において「弁護士等」という。）をもって充てられるものであること。

二　第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三　第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人がその権限を行使することを認める場合を除き、当該第一種少額電子募集取扱業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四　顧客の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

第百四十一条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項において「弁護士等」という。）」を「弁護士等」に改め、同項第四号ニ中「ニに」を「以下ニに」に改める。

第二章第二節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

**第四款　電子募集取扱業務に関する特則**

**第百四十六条の二**　金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2　次項に規定する事項のうち法第三十七条の三第一項第五号に掲げる事項、第八十二条第三号及び第五号に掲げる事項並びに第八十三条第一項第六号（トに係る部分に限る。）に掲げる事項の文字又は数字については、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3　法第四十三条の五に規定する内閣府令で定める事項は、法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要、同項第五号に掲げる事項、第八十二条第三号及び第五号に掲げる事項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までに掲げる事項とする。

4　法第四十三条の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。